|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名称（商号） |  |
| **丹波市新規起業者初期投資支援事業補助金チェックシート（補助金交付申請用）**補助金交付申請時に下記の該当項目にチェックし、申請書類とともに提出してください。 | ﾁｪｯｸ欄 |
| ■ 丹波市新規起業者初期投資支援事業補助金交付申請書〔様式1-1〕 | □ |
| ・第1次産業(農業・林業・漁業)を除き、中小企業基本法第２条第１項各号のいずれかに該当する事業者であり、チェーン店でない。 | □ |
| ・丹波市内に事業所を設けて起業し、起業した日から１年未満である。 | □ |
| ・申請事業は年度内（令和８年３月31日まで）に完了する事業である。※完了しない場合は事前に市に相談してください。 | □ |
| ■ 起業計画書〔様式1-3〕 | □ |
| ・丹波市商工会の伴走支援により作成した計画書である。 | □ |
| ■ 収支予算書〔様式1-4〕 | □ |
| ・本補助金以外に交付を受ける(予定含む)補助金等がある場合は、それについて記載している。 | □ |
| ■ 丹波市商工会の推薦書〔様式1-5〕 | □ |
| ・推薦書の交付日から起算して90日以内のものである。 | □ |
| ■ 所得税法に基づく開業届又は商業・法人登記事項証明書の写し | □ |
| ■ 誓約書〔様式1-6〕 | □ |
| 　・誓約書の内容すべてに同意し、記名及び押印している。 | □ |
| ■ 市税の滞納のないことを証する書類 | □ |
| 　・【「滞納のない証明書」を提出する場合】発行から１ヶ月以内である。※法人の場合は、法人の証明書、個人事業主の場合は代表者個人の証明書　・【「市税納税状況確認同意書〔様式1-7〕」を提出する場合】申請者の押印がある。※納税状況の確認には最大２週間程度かかる場合があります。 | □ |
| ■ 許認可等が必要な場合は、その許可証の写し | □ |
| ■ 見積書 | □ |
| 　・補助対象経費に係る詳細な内訳が記載されている。設備を購入する場合は原則同じ品番での見積である。 | □ |
| 　・専門業者発行の見積書である。 | □ |
| 　・個人・法人間売買、自社施工できる工事に係るものではない。 | □ |
| 　・各見積書の総額が税抜100万円以上場合：２者以上の見積書を添付している。 | □ |
| 　・【中古品を購入する場合】理由書（任意様式で別途作成し、１者しか見積書を徴取できない理由を記載）を添付している。 | □ |
| ■ カタログ・仕様書　等 | □ |
| 　・【工事の場合】壁紙・電気設備・空調設備・衛生設備等の品番がわかるカタログ等を添付している。 | □ |
| 　・【設備購入の場合】下記の該当の書類を添付している。機械等の場合：型番、品番がわかるカタログ等ソフトウェアの新規導入の場合：ソフトウェアの機能についての内容がわかる仕様書やカタログ等 | □ |
| ■ 写真 | □ |
| 　・【工事の場合】工事する場所の着手前の現況がわかる写真（設置場所の全体像、設備設置箇所がわかる写真） | □ |
| ・【ソフトウェアの導入場合】事業所内に設置されたPC画面の現況写真 | □ |
| ・【現品(中古車・中古品)購入の場合】現品のカラー写真 | □ |
| ■ 【工事の場合】図面 | □ |
| ・平面図（図面中に設置場所を明確に示したもの）を添付している。※平面図だけで全体像が分からないものについては立面図も添付・上記図面において事務所部分の新築・改装工事が含まれている場合、全体面積と事務所部分の面積が明確にわかるようになっているか。※**事務所部分は補助対象外** | □ |
| ■ 【中古車購入の場合】現状の「車検証」・「自動車検査証記録事項」の写し | □ |
| ■ 【加算区分に該当する場合】公的機関発行の身分証明書の写し | □ |
| ・若者加算：生年月日が確認できるもの（例：マイナンバーカード・運転免許証・住民票・年金手帳・年金番号通知書・障害者手帳　等） | □ |
| ・女性活躍加算：性別が確認できるもの（例：マイナンバーカード・住民票・年金手帳　等） | □ |